

埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表

（日本標準産業分類の小分類による）

件名	適用業種
非鉄金属製造業	E 2 3 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
	E 2 3 2 非鉄金属第2次製錬・精製業（非鉄金属合金製造業を含む）
	E 2 3 3 非鉄金属・同合金圧延業（抽伸、押し出しを含む）
	E 2 3 4 電線・ケーブル製造業
	L 7 2 8 2 純粋持株会社（2 3 2・2 3 3・2 3 4に分類されるものに限る。）
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E 2 8 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 8 電子部品・デバイス・電子回路、製造業）
	E 2 8 1 電子デバイス製造業
	E 2 8 2 電子部品製造業
	E 2 8 3 記録メディア製造業
	E 2 8 4 電子回路製造業
	E 2 8 5 ユニット部品製造業
	E 2 8 9 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
	E 2 9 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 9 電気機械器具製造業）
	E 2 9 1 発電用・送電用・配電用・配電用電気機械器具製造業
	E 2 9 2 産業用電気機械器具製造業
	E 2 9 3 民生用電気機械器具製造業
	E 2 9 4 電球・電気照明器具製造業
	E 2 9 5 電池製造業
	E 2 9 6 電子応用装置製造業
	E 2 9 7 電気計測器製造業（但し、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）を除く。）
	E 2 9 9 その他の電気機械器具製造業
	E 3 0 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 0 情報通信機械器具製造業）
	E 3 0 1 通信機械器具・同関連機械器具製造業
	E 3 0 2 映像・音響機械器具製造業
	E 3 0 3 電子計算機・同付属装置製造業
L 7 2 8 2 純粋持株会社（2 8・2 9・3 0に分類されるものに限る）	
輸送用機械器具製造業	E 3 1 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）
	E 3 1 1 自動車・同附属品製造業
	E 3 1 2 鉄道車両・同部分品製造業
	E 3 1 3 船舶製造・修理業、船用機関製造業
	E 3 1 4 航空機・同附属品製造業
	E 3 1 9 1 自転車・同部分品製造業
L 7 2 8 2 純粋持株会社（3 1 1・3 1 2・3 1 3・3 1 4・3 1 9 1に分類されるものに限る。）	
光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	E 2 7 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（2 7 5に分類されるものに限る。）
	E 2 7 5 光学機械器具・レンズ製造業
	E 3 2 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（3 2 3に分類されるものに限る。）
	E 3 2 3 時計・同部分品製造業
	L 7 2 8 2 純粋持株会社（2 7 5・3 2 3に分類されるものに限る。）
各種商品小売業	I 5 6 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（5 6に分類されるものに限る。）
	I 5 6 1 百貨店、総合スーパー
	I 5 6 9 その他の各種商品小売業（従業者が常時5 0人未満のもの）
	L 7 2 8 2 純粋持株会社（5 6 1・5 6 9に分類されるものに限る。）
自動車小売業	I 5 9 0 管理, 補助的経済活動を行う事業所（5 9 1に分類されるものに限る。）
	I 5 9 1 自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。）
	L 7 2 8 2 純粋持株会社（5 9 1に分類されるものに限る。）